



健感発0916第1号
平成26年9月16日

各〔都道府県知事
保健所設置市市長
特別区区長〕殿

厚生労働省健康局結核感染症課長
(公印省略)

「結核医療の基準」の一部改正について

「結核医療の基準の一部を改正する件」については、平成26年厚生労働省告示第356号をもって本年9月16日に公布され、同日から適用されることである。同告示の概要等は下記のとおりである。

貴職におかれては、これらの内容を御了知の上、関係機関等への周知を図るとともに、その実施に遺漏なきを期されたい。

記

第一 概要

- 1 今般、デラマニドが有効な抗結核薬として新たに承認されたことを受け、当該薬剤を化学療法に用いることのできる抗結核薬として位置付けること。
 - 2 デラマニドの使用方法及び使用時の留意点について次のとおり定めることとする。
- (1) 患者の結核菌がイソニアジド及びリファンピシンに耐性を有する場合に限って使用すること。
 - (2) デラマニド以外の3剤以上と併用して使用することを原則とすること。
 - (3) ただし、外科的療法を実施する場合には、デラマニド以外の1剤又は2剤と併用して使用することができること。
 - (4) また、デラマニド以外の3剤以上と併用することができないことを理由として、デラマニド以外の1剤又は2剤と併用することを検討する際には、薬剤に対して耐性を有する結核菌の発現の防止と結核の治療効果の両面から慎重な検討を要すること。

第二 適月期日

平成26年9月16日から適用することとする。

〇厚生労働省医薬部告示第三十号

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に
関する法律施行規則（平成十五年厚生省令第九十九
号）第二十条の二の規定に基づき、結核医療の指
針（平成二十二年厚生労働省令第三十六号）の一
部を次のように改正し、公布の日から適用する。
平成二十六年九月十七日

厚生労働大臣 橋本 泰久

第 2 の 2 の 山 の ア に 次のように加える。

（五）DLM シリマニド

第 2 の 2 の 山 の イ に 次のように加える。

（五）DLM は、患者の結核菌がINH及
びRFPに対して耐性を有する場合に
限って使用する。DLM以外の3剤以
上と併用して、これを使用することを
原則とする。ただし、外科的療法を興
施する場合には、DLM以外の1剤又
は2剤と併用して、これを使用するこ
とができる。

また、DLM以外の3剤以上と併用
することができないことを理由とし
て、DLM以外の1剤又は2剤と併用
することを検討する際には、薬剤に対
して耐性を有する結核菌の発現の防止
結核の治療効果の両面から慎重な検討
を要する。